



問は問い合わせ先です

議会を傍聴しませんか

6月の市議会定例会は6月11日(月)開催予定です。

詳しい日程は議会運営委員会へ決定しますので、議会事務局までお問い合わせください。なお、白石市ホームページ内「市議会のページ」でもご覧いただけます。

◎議会事務局 ☎22-1351

新規学卒者の採用計画はお決まりですか？

平成20年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者を対象とした求人を受け付けを6月20日(水)から始めます。

事業主の皆さまには、新規学卒者を対象とした採用計画について早期にご検討いただきまして、1人でも多くの求人をお申し込みください。ご理解とご協力をお願いします。

◎ハローワーク白石職業相談部門 学卒担当 ☎25-3107

今月は児童手当の支給月です

6月は、2月分から5月分まで、4カ月分の児童手当が振り込みになります。6月5日(火)以降、該当する金融機関で受け取ってください。なお、万一振り込まれていない場合などは、子ども家庭課までご連絡ください。

◎子ども家庭課総務係 ☎22-1363

行政相談をご利用ください

行政相談委員は、皆さんが役所の仕事について困っていることや納得できないこと、要望することなどの相談を受けることを主な仕事にしています。平成19年4月1日付けで、総務大臣より次の方が委嘱されました。

・島貫 征夫さん
・梶川 みつ子さん
(白石市大鷹沢三沢字古内21)
(白石市越河五賀字南原5)

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。
●定例相談 毎月1回、中旬に実施しています。広報しろいし内「お知らせ特急便」に相談日を掲載(今月は31ページ)していますので、ご確認ください。
◎生活環境課 ☎22-1314

国民健康保険税の2割軽減申請はお早めに

国民健康保険税の2割軽減の申請について

本市では、前年中の所得が一定額以下の世帯に対して国民健康保険税の負担を軽くする軽減制度を設けています。私たちが一年間に納める国民健康保険税は、所得割額や資産割額、均等割額(1人当たりの額)、平等割額(1世帯当たりの額)の合計額です。そのうち、均等割額と平等割額が軽減の対象となります(次表参照)。

軽減割合	国の示す軽減基準額など	申請
7割軽減	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が33万円以下	不要
5割軽減	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が33万円+(24万5千円×納税義務者を除く被保険者数)以下	〃
2割軽減	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が33万円+(35万円×被保険者数)以下	必要

2割軽減は申請が必要で、2割軽減を受けるには、申請書の提出が必要になります。対象となる方には申請書を送付しますので、期限内に提出してください。
※7割・5割の軽減については、これまで通り申請は不要です。
●申請受付期間(期限厳守)
6月15日(金)～7月2日(月)
※土・日を除く8時30分～17時15分
※軽減制度は所得の申告をしている方が対象となります。まだ申告がお済みでない方は、お早めに申告を行ってください。
■国民健康保険税の一部改正されました
地方税法の改正により、1世帯当たりの「医療給付費」の課税限度額が53万円から56万円に変更されました。平成19年度からの適用となります。詳しくは市庁舎1階の税務課国民健康保険係までお問い合わせください。

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっています。

この手続きは、現在支給を受けている方の所得や養育状況などを届けていただき、引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。

現況届の提出がない場合、次回の手続きから児童手当を受けられなくなり、ご注意ください。6月中旬に現況届の用紙を郵送しますので、必ず届け出ください。よろしくお願いいたします。

●受付期間・時間 6月15日(金)～6月29日(金)、8時30分～17時15分
※土・日曜日を除きます。
●受付場所 市庁舎1階子ども家庭課
●持参する物
①現況届
②印鑑(朱肉を使用するもの)
③受給者(保護者)の健康保険証の写し
※受給者がサラリーマンなどの被用者である場合に提出が必要です。

④平成19年度の所得証明書
※1月1日時点で白石市に住所がなかった方のみ。未申告の方は確定申告を行ってください。
なお、①～④以外にも、必要に応じて提出する書類があります。
◎子ども家庭課総務係 ☎22-1363

6月1日現在で 商業統計調査を実施します

6月1日現在で、全国一斉に卸・小売業事業所を対象とした「平成19年商業統計調査」を実施します。

この調査は、全国の卸売業、小売業をくまなく把握して、事業所の分布状況や販売活動の実態などを全国、地域ごとに明らかにすることを目的としています。

6月は土砂災害防止月間です

梅雨で長雨の降る6月は、がけ崩れや地滑りなどの土砂災害の多い時期です。がけ崩れは突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起こると逃げ遅れる人が多く、死者の出る割合も高くなります。災害が起きたとき、家族全員がそろっているとは限りません。あらかじめ避難先を決めておくとともに、雨や台風、地震などの情報に常に注意し、危険を感じたらすぐに避難しましょう。

●こんなときは特に危険!
・斜面から急に水がわき出す。
・斜面から小石などが落ちてきた。
・石垣やコンクリートの擁壁に、ずれやはらみ、亀裂が生じた。
◎建設課 ☎22-1326

学生の皆さんへ 学生納付特例の申請はお済みですか？

学生の皆さん、20歳になると国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。所得がなく、国民年金を納めるのが困難な学生のために、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請は毎年行ってください。

●対象者 大学や大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在籍している学生
●手続きに必要な物 学生証、印鑑
■国民年金保険料を納めるのが困難な一般の方へ
国民年金保険料を納めるのが困難な方のために免除制度があります。詳しくはお問い合わせください。

●免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除
※7月から免除申請を受け付けます。免除期間は7月から平成20年の6月までとなります。
■年金請求・受給に関する相談は「ねんきんダイヤル」まで
●年金請求などに関する相談 ☎0570-05-1165
●年金受給している方の相談 ☎0570-07-1165
◎大河原社会保険事務所 ☎0224-51-3111
市民課 ☎22-1312

「裁判員制度」とは? その2

先月号では裁判員制度の目的や裁判員の選出方法、裁判員になるための資格についてご紹介しました。

今月は、引き続き裁判員制度の概要として、裁判員の参加する事件やその仕事の流れについて、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会が合同で作成した「裁判員制度が始まります」からご紹介いたします。

■裁判員に参加するのは、どのような事件ですか?
①人を殺した場合(殺人)
②強盗が人にけがをさせたか、あるいは死亡させた場合(強盗致死傷)
③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
④ひどく酒に酔った状態で、自動車運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
⑥身代金を取る目的で人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
⑦子どもに食事を与えず、放置

事前に裁判員制度を理解して、選ばれたときに安心して参加できるようにしましょう。
●評議・評決を行う
証人をすべて調べた後、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にすべきかを裁判官と一緒に議論(評議)し、決定する(評決)こととなります。

有罪か無罪か、また、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判官の意見は、裁判官と同じ扱いになります。
③判決宣告
評決内容が決まると、法廷で裁判官が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

